

第66回滋賀県景観審議会 議事概要

●日時：平成29年3月22日（水曜日） 14:00～15:30

●場所：滋賀県農業教育総合センター第4研修室

●内容：

〔議事〕

・琵琶湖を中心とした広域的で一体的な県土の景観形成のあり方について【諮問事項】

① 景観行政団体である各市行政界を跨ぐ対岸の景観等琵琶湖を中心とした広がりとながりのある一体的な県土の景観の整備及び保全について

〔報告〕

（広域的景観形成検討専門部会）

（1）太陽光発電施設設置による景観影響に関する課題整理について

（2）琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）について

（屋外広告物適正化検討専門部会）

・改正屋外広告物条例ガイドライン（案）の対応について

（その他）

・滋賀県景観審議会の進め方について

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（会長）、佐伯祐二委員、鈴木あつ子委員、外園光江委員、高井節子委員、轟慎一委員（会長代理）、西岡功一委員、平井利佐委員、福谷晃委員、横山寛

（13名中11名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【質疑応答】

〔議事〕

・琵琶湖を中心とした広域的で一体的な県土の景観形成のあり方について【諮問事項】

① 景観行政団体である各市行政界を跨ぐ対岸の景観等琵琶湖を中心とした広がりとながりのある一体的な県土の景観の整備及び保全について

※川崎部会長および事務局より広域的景観形成検討専門部会の審議結果について報告

- 広域的景観形成専門部会の審議結果を答申とすることについて、委員一同異議なく賛同する。

※川崎部会長より事務局へ答申書手交

〔報告〕（広域的景観形成検討専門部会）

- （１）太陽光発電施設設置による景観影響に関する課題整理について
- （２）琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）について

※川崎部会長および事務局より広域的景観形成検討専門部会について報告

- 標準モデル（案）は市の同意を得られる数字等を入れた具体的な基準を各市に提供し、今後さらにその内容をこれから揉んでいくことになるのか。
- ◆ 協議会での議論を踏まえ、具体的な資料を作成した。答申の趣旨に添い、琵琶湖周辺地域において、この基準をモデル（案）として景観法に基づく届出によるチェックを実施しようということ年度中に合意できればと考えている。
- 固定価格買取制度が間もなく順次廃止されると聞いている。滋賀県でも太陽光発電施設が多く設置されており、空き家のように事業者が施設を放置することも景観としてどうかという課題がじきに生じる。土地利用やまちづくり、安全を含めた横断的な内容なので、庁内の情報共有をお願いしたい。
- 市町における取り扱いはどうか。
- ◆ 県内では唯一日野町が要綱をもっており、草津市は景観法上のチェックを実施している。また、大津市、高島市でもそれぞれ対応した施策を検討している。全国的にも、都道府県が取りまとめをしている場合や、基礎自治体が担当窓口を決めている場合など、様々である。
- まちづくりや都市計画の観点からも、太陽光発電施設の設置には多くの課題があり、施設の設置や維持、廃棄についても一定の景観と関連する懸念があることをあらかじめ認識しながら適宜業務に活かしてほしい。

〔報告〕（屋外広告物適正化検討専門部会）

・改正屋外広告物条例ガイドライン（案）の対応について

※轟部会長および事務局より広告物適正化検討専門部会について報告

- 屋外広告物の所有者等と申請者が異なる場合があるのか。
- ◆ 屋外広告物法・条例では、「表示しようとする者、設置しようとする者」が申請者となり、この表示者・設置者と所有者等が異なる場合も想定される。現行の屋外広告物法上所有者等という枠組みはないが、申請者と所有者等が異なる場合の所有者等の責務の確認のためガイドライン（案）に盛り込まれたもの。
- 店舗の入れ替わりの頻度なども考慮してリスクの高いエリアの考え方を整理するといいのではないか。
- 当面県条例の適用が見込まれる町だけでなく、市域においてもどのようなエリアのリスクが高いのか、連絡会議で議論してほしい。また京都市、福井県、芦屋市など近年策定された新たな基準を参考に、景観形成の観点からも、どのようなエリアの基準が

どうあるべきかといったゾーニングについても取り組んでほしい。

〔報告〕（その他）

- ・滋賀県景観審議会の進め方について